

●退職して一括徴収…未徴収分を一括徴収して納付する場合

処理の流れ： 事業所(異動届の上欄とB欄を記入) 送付 ⇒ 読谷村役場税務課

年税額	
137,800円	

月割額	
6月	12,400
7月	11,400
8月	11,400
9月	11,400
10月	11,400
11月	11,400
12月	11,400
1月	11,400
2月	11,400
3月	11,400
4月	11,400
5月	11,400

株式会社よみたんの
徴収済分
期限までに納付
徴収した日の属する月の納

給与支払報告にかかると特別徴収にかかると異なる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 右の※印の欄には記入しないでください。

令和〇年〇月〇日		住所(居所)又は所在地 〒904-0301 読谷村字座喜味000番地		※CD 処 ※理 日 現年度 新年度 両年度	
読谷村長 殿		フリガナ ヨミタン 株式会社 よみたん		特別徴収義務者 指定番号 12345678	
給与(特別徴収義務者)支払者		個人番号又は法人番号 1357902468135		連絡者 係 人事給与係 氏名 米須 TEL (098)958-1234 (内線)	
給与所得者(異動者)		(ア) 特別徴収税額(年税額) 137,800 円	(イ) 徴収済税額 6 月分 58,000 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 11 月分 79,800 円	異動年月日 令和〇年〇月〇日
フリガナ	ヨミタン タロウ	生年月日	S00年0月0日		異動の事由 ①退職
氏名	読谷 太郎	1月1日現在の住所	同 下		異動後の未徴収税額の徴収 A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収
受給者番号		給与支払を受けなくなった後の住所	読谷村字瀬名波000番地		Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。
個人番号	098765432109	現住所	読谷村字瀬名波000番地		

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う
※読谷村より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 11 月分 で納入する
(12 月 10 日 納入)
給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額(ウ)と同額 異動者印
11月30日 79,800 円 (読谷)

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
所在地
フリガナ
名称
個人番号又は法人番号
連絡者
係
氏名
TEL () (内線)
月割額 円を 月分 から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
1,897,200 円	0 円
社会保険料額	勤続年数
178,000 円	5年4ヵ月

- 一括徴収の取扱い理由
- 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
 - 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
 - その他 理由 ()
- ご注意
- 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

⇒ A特別徴収継続で受給者番号が必要な場合は下記に記入してください。

新受給者番号